

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針 に基づく実施要領

北海道環境生活部環境室環境保全課
北海道農政部道産食品安全室

第1 趣旨

この要領は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針」（平成16年4月1日施行。以下、「基本方針」という。）に基づき、支庁及び市町村において、硝酸性窒素等を削減する取組を推進するためのガイドラインとし、関係者が連携して施策を講ずる上で望ましい手法を示すものである。

なお、基本方針及び本要領に基づく施策は、硝酸性窒素等の削減に関する農業者等や地域住民の理解と自主的な取組を基本として実施することとする。

第2 市町村協議会

- 1 基本方針第1章3（1）に基づく市町村協議会は、概ね次の者から構成されるものとする。
 - （1）市町村（農政部局、環境部局、下水道部局）
 - （2）農業協同組合
 - （3）農業者等による生産部会等
 - （4）地域住民
- 2 市町村協議会は、次の事項についての情報交換と施策の検討を行う。
 - （1）地下水汚染の原因
 - （2）要対策地域の設定及び改善方針の策定
 - （3）取組の進行管理
- 3 市町村協議会は農業改良普及センター及び保健福祉事務所等に対して、必要に応じて、取組に関する技術的な支援を要請し、助言を受けるものとする。
- 4 事務局は市町村（環境部局又は農政部局）に置き、必要に応じ、構成員の調整を行うものとする。なお、既存の同様な協議会有る場合は、必要に応じ、協議会構成員の見直しを行うなどこれを活用するものとする。
- 5 硝酸性窒素等による地下水汚染の原因が特定され、関係者により硝酸性窒素等の削減が図られる場合においては、市町村協議会の設置を行わないことができる。

第3 実態調査

- 1 市町村協議会は、地下水水質に係る情報を基に、井戸周辺の状況に応じて概ね次の地域について実態調査を行い、地下水の汚染原因を把握するものとする。

なお、実態調査に当たっては、別記に例示する「汚染井戸」（地下水の常時監視及び依頼検査において硝酸性窒素等の環境基準を超過したことがある井戸）の位置、土地利用形態、畜舎、住居などを明示した地図（以下、「水環境マップ」という。）を作成するものとする。

 - （1）汚染井戸周辺に農用地がある場合

当該井戸周辺の農用地の内、畑（転作田、樹園地、草地を含む）を調査対象とする。
なお、調査対象範囲は、河川等の自然的境界を勘案して定めるものとする。

(2) 汚染井戸周辺に畜舎がある場合

汚染井戸周辺概ね半径 1 km内の地域を目安として家畜排せつ物処理施設等を調査対象とする。

(3) 汚染井戸周辺に生活排水処理の未整備が想定される住居がある場合

汚染井戸周辺概ね半径 1 km内の地域の住居を調査対象とする。

2 市町村協議会が行う前項の調査については、次の様式を参考として行うものとする。

(1) 畑等に係る場合

「施肥実態調書」（様式 1）

(2) 家畜に係る場合

「家畜排せつ物処理施設等実態調書」（様式 2）

(3) 住居に係る場合

「生活排水処理実態調書」（様式 3）

3 調査事項について、既に調査が行われている場合及び利用できる文献資料等がある場合においては、これらを実態調査に替えて用いることは差し支えない。

第 4 要対策地域

1 市町村協議会は、実態調査を実施した後、次の地域を要対策地域として設定し、水環境マップに図示する。

なお、地下水汚染の改善を図るために必要と認められる場合は、地域の実情に応じて、これ以外の地域を要対策地域として設定することができる。

(1) 農業者等において、「北海道施肥ガイド」（平成14年9月農政部）により示されている各作物の施肥標準を超過する過剰な施肥が認められる地域

なお、過剰な施肥が認められない地域であっても、施肥量の多い作物が作付けの主体を占め、環境への負荷が懸念される場合は、当該地域を要対策地域として設定することが望ましい。

(2) 家畜排せつ物法の管理基準に適合しない不適正な管理が認められる地域

(3) 生活排水処理施設が未整備である住居がある地域

2 市町村協議会は、要対策地域を設定しようとするときは、あらかじめ関係者から意見を聞くものとする。

3 市町村協議会は、第 7 に定める管理指標値に基づき、必要に応じて、要対策地域の変更又は廃止を行う。

第 5 改善方針

基本方針第 3 章 1 (4) に基づく改善方針は、概ね次に掲げる項目を規定するものとする。

(1) 改善の目標に関すること

(2) 要対策地域の設定に関すること

(3) 要対策地域における飲料水の供給に関すること

- (4) 施肥及び作付体系の改善等に関する事
- (5) 家畜ふん尿の適正な管理に関する事
- (6) 生活排水処理に関する事
- (7) 汚染原因除去のための取組に関する事
 - ア 市町村及び協議会の取組に関する事
 - イ 農業者等による改善計画の作成指導に関する事

第6 進行管理

1 改善方針の普及啓発

市町村協議会は、地下水汚染対策を地域全体の課題として位置づけ、農業者等及び地域住民の意識を醸成するため、改善方針の内容に関する普及啓発に努めるものとする。

2 農業者等による改善計画の作成

農業者等は、改善方針の項目に基づき、硝酸性窒素等の削減について自主的な取組を推進し、その実効性を高めるため、次に掲げる改善計画を作成する。

(1) 施肥に係る要対策地域

農業者等は、施肥に係る改善計画を策定し、市町村協議会に提出するものとする。

(2) 家畜排せつ物に係る要対策地域

農業者等は、家畜排せつ物に係る改善計画を策定し、市町村協議会に提出するものとする。

3 市町村協議会等による指導

(1) 市町村協議会は、農業者等が作成した改善計画の内容確認を行い、改善方針に合致するよう指導を行うものとする。

(2) 農業協同組合は、農業者等の作成した改善計画が当該年度の営農計画に反映されるよう指導するとともに、農業者等に対し、改善計画の作成の基礎となる栽培履歴の記帳指導を行う。

(3) 農業改良普及センターは、必要に応じて、農業者等に対して土壌診断や施肥指導を行うなど、改善計画実施のための技術的な指導・助言を行うものとする。

4 生活排水処理施設が未整備の住居がある地域における進行管理

市町村協議会における検討を踏まえて、市町村は、下水道等の集合処理施設の整備区域内で排水が未接続の住居に対する接続の要請並びに、その他の区域における浄化槽等の整備促進を行うものとする。

また、必要に応じて、市町村に対して生活排水処理基本計画の見直しを要請するものとする。

第7 管理指標

1 市町村協議会は、基本方針及び本要領に基づく施策について、関係者がその進行状況を把握することができるよう、支庁協議会から地下水水質測定結果の提供を受けて汚染状況を把握するとともに、要対策地域における管理指標を次のとおり定め、取組後の指標値を各年度末に支庁協議会に報告する。

なお、作付体系の改善率など他に有効な指標が設定可能な場合は、地域の実情に応じ

て指標を追加することができる。

- (1) 汚染井戸(観測井)の硝酸性窒素等の濃度及び環境基準超過率
濃度：各観測井の平均値 環境基準超過率：超過井戸数 / 観測井戸数
- (2) 家畜排せつ物法適用農業者等における管理基準の遵守率
管理基準適合農業者等の数 / 家畜排せつ物法適用農業者等の数
- (3) 主要作物における施肥及び有機物による窒素投入量(10aあたり)
窒素投入量 / 施肥標準量
- (4) 生活排水処理施設整備住居の比率
施設整備住居の数 / 全世帯数

2 市町村協議会は、指標値を基に、次年度における施策を適宜見直すものとする。

第8 支庁協議会

- 1 基本方針第1章3(2)に基づく支庁協議会は、概ね次の者から構成されるものとする。
 - (1) 支庁(農務課、環境生活課、保健福祉事務所生活衛生課、農業改良普及センター)
 - (2) 市町村協議会事務局
 - (3) 支庁町村会
 - (4) 北海道農業協同組合中央会支所
 - (5) ホクレン支所
- 2 支庁協議会は、管内の市町村協議会に対して、実態調査の手法、必要な技術、その他必要な情報を提供するほか、市町村協議会の要請に応じて、関係機関との連絡調整を行うものとする。
- 3 支庁協議会は、管内における取組に関する技術的な支援については、必要に応じて、農業試験場、環境科学研究センター及び地質研究所等に対して、助言・指導を要請するものとする。
- 4 支庁協議会は、市町村協議会が要対策地域を設定しようとするときは、市町村協議会に対して必要な情報を提供する。
- 5 支庁協議会は、市町村協議会の設置数並びに管理指標等により、管内における取組状況を取りまとめ、必要な助言を行うとともに、環境生活部環境室環境保全課に対して報告する。
- 6 支庁協議会の事務局は環境生活課に置く。環境生活課は、農務課及び保健福祉事務所生活衛生課との協議を経て、その他の構成員の総合調整を行うものとする。
- 7 支庁協議会は、支庁管内における地下水常時監視及び保健福祉事務所による地下水水質検査等の結果を取りまとめ、その結果について各市町村協議会に提供するものとする。

なお、市町村が独自に実施している地下水の水質測定については、市町村に測定結果の提供を依頼するものとする。

第9 その他

環境政策推進会議幹事会水環境保全部会は、全道における基本方針に基づく取組の効果を把握し、支庁協議会を支援するため関係者の総合調整を図るものとする。

第10 雑則

この要領は、平成16年7月22日から施行する。

(様式1) 施肥実態調書

作物名	作付面積	10a当り投入量			10a当り窒素換算量				施肥が ¹ 伴 ² の土壌区分	摘要
		堆肥等	有機質 肥料	化学肥料	堆肥等	有機質 肥料	化学肥料	合計		

- ・実態調査の作成にあたっては、JA等により窒素換算表などを作成配付し、生産者が記入し易いようにする。
- ・摘要欄には、作物の作付状況(例:○年連作中)や前作物、堆肥の連用年数、直近の土壌診断結果などについて、わかる範囲で記入すること。

(様式2) 家畜排せつ物処理施設等実態調書

(1) 施設の整備状況

保管形態			排せつ物処理施設の整備状況			
飼養畜種	飼養頭数	経営面積	ふん尿 還元 可能面積	ふん尿 処理の 体系	施設の 種類	規模

- ・「ふん尿の処理体系」は、「固液分離」、「スラリー」に区分する。
- ・「施設の種類」は、「堆肥舎」、「尿だめ」、「ラグーン」、「スラリーストア」などを記入する。
- ・「規模」の単位は、m²若しくはm³とする。

(2) ふん尿の管理状況

施設等の利用状況			堆肥等の利用状況		
野積み・ 素堀貯留	施設における れき汁等の 地下浸透	施設からの 飛散・流出	パドック内の ふん尿処理 状況	堆肥の農地 還元時期	10a 当たり 農地還元量
有・無	有・無	有・無			

- ・「野積み・素堀貯留」「施設におけるれき汁等の地下浸透」「施設からの飛散・流出」は、有・無いいずれかに○印を付け、有の場合には、その状況等を記入する。
- ・「パドック内のふん尿処理状況」は、「堆肥舎に搬出」、「スラリーストアに投入」、「農地に散布」などを記入する。
- ・「堆肥の農地還元時期」は、「春先(5月中旬)」、「1番草の後(6月下旬)」、「10月下旬」などの時期を記入

(様式3)生活排水の処理実態調査

要対策地域 人口 (A)	公共下水道処理人 口 (B)	農業漁業集落排水施 設処理人口 (C)	浄化槽処理人 口 (D)	汚水衛生処理率 (B+C+D)/A

(別記)

水環境マップの作成方法

水環境マップの作成方法は、市町村協議会において決めることとするが、参考として以下の方法を示す。

- 1)市町村管内図に地下水調査(井戸の位置、深度、水質)の結果をプロットする。
- 2)この図面に農業的土地利用を色分けする。

色分け例	～稲作	桃色
	畑作(飼料用トウモロコシを含む)	黄色
	野菜(畑作との輪作)	黄緑
	(連作)	橙色
	施設園芸	施設を○で表示
	草地	緑色

- 3)この図面に、実態調査において過剰施肥が認められる農地をメッシュ表示する。
- 4)この図面に、実態調査において未整備な家畜排せつ物処理施設の位置を赤丸でプロットする。
- 5)この図面に、実態調査において下水道や合併浄化槽など生活排水施設など未整備な住宅を青丸でプロットする。